

らせ



市民委員会補助事業

『市民一人ひとりが主役のまちづくり』を実現するため、市民の皆さんのご意見を市政に生かそうと今年度から実施することになった新しい補助事業です。対象となるのは、自発的に活動するサークルや団体などです。

市民の皆さんが、なにかテーマを定めいただき、その課題について考え、「どのように推進していくことが都留市のまちづくりに必要なのか」などを討議していただきご提言ください。

この事業は、これにかかる活動から報告書の作成にいたるまでの諸経費を補助しようというものです。

あなたの声を、まちづくりに…皆さんの積極的なご参加をお待ちしています。

問合先 政策形成課

スピードの出し過ぎ、わき見運転に注意！

国道139号、蒼竜峡団地入口交差点から鹿留入口交差点の0.5キロメートル区間が事故多発地点となっています。平成9年中のこの区間の交通事故は28件発生（人身事故15件・物損事故13件）しています。事故類型内訳では、追突事故が5割を占めています。

皆さん、この地点を通行するときには、スピードの出し過ぎ、わき見運転に注意してください。

特別減税が実施されます

平成10年分所得税および、平成10年度分個人住民税の特別減税が追加実施されます。

なお、特別減税の追加実施に伴い、市県民税の第1期分納期が例年6月でしたが今年度に限り7月に変更となります（2期以降の納期は変更なし）。ご理解のうえご協力をお願いします。

追加特別減税は次のように実施されます。

所得税

給与所得者…平成10年8月の源泉徴収税額から控除（控除しきれない分は、9月分以降からも控除可）
年金受給者…給与所得者に準じた取り扱い
事業所得者…平成10年分の確定申告で実施（予定納税を行う方は、その際に実施）

個人住民税

給与所得者…平成10年6月は徴収せずに特別減税後の年税額を7月から翌年5月までの11カ月で徴収します。
年金受給者…平成10年度第1期（7月）分の所得割額から控除します（第1期分で控除できない分は次の納期以降で控除）。
事業所得者…年金所得者に準じた取り扱いです。

平成11年1月1日午前2時から市外局番「0552」地域のお客さまの市外局番、市内局番が変わります。

対象地域は、市外局番「0552」甲府市、中巨摩郡の全町村、東八代郡（石和町・中道町・御坂町・八代町・芦川村・境田村・豊富村）、西八代郡（市川大門町・三珠町）

現在の電話番号

市外局番 市外局番 市外局番
0552-△△-□□□□

新しい電話番号

新市外局番 新市外局番 新市外局番
055-2△△-□□□□

◎0552地域内の通話は、今までの市内局番の前に「2」をつけてダイヤルしてください。

◎0552地域外からの通話は、今までと変わらずにダイヤルしてください。

問合先 NTT山梨支店 ☎ 0120-044494

（午前9時～午後5時 土曜・日曜・祝日は休業）

花のまちづくり運動 花の苗を配布します

美化推進協議会では、この運動の一環として自治会、老人クラブなどの団体に花の苗を配布します。

申込期限 7月31日

配布予定 8月下旬

申込先 環境保全室



検察審査会法施行50周年

検察審査会法が施行されて今年7月12日で50周年になります。交通事故や詐欺など、犯罪の被害にあって警察や検察庁に訴えたけれども、検察官が被疑者（犯人と思われる人）を起訴してくれない。このような場合に、その不起訴処分の善し悪しを、国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が審査するのが検察審査会です。なお、ビデオ映画の貸し出しも行っていきます。

問合先 都留検察審査会事務局

☎ (43)2185

性犯罪を許すな！

全国的に性犯罪被害者（女性）の人権保護が叫ばれる中、警察では性犯罪の被害者が泣き寝入りしないために、専用電話「性犯罪110番」での相談を受けています。

相談しやすいように専門の女性が対応しています。

受付時間

平日の午前8時30分～午後5時（ファックスは休業日にかかわらず24時間いつでも応じています）

電話番号（ファックス共通）

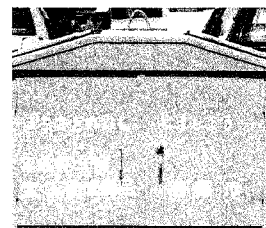
☎ 0552(24)5110

問合先 山梨県警察本部捜査第一課

宝くじの助成を受けて

ゴミ収集箱を購入

地域周辺の環境整備を図るため、平成10年度コミュニティ助成事業として、ゴミ収集箱20個を購入しました。



減税される金額

※所得税および、個人住民税所得割額の控除は、定額控除方式により次の区分の額を限度として減税されます。

区 分		所得税	住民税	合計
本人	(当初)	18,000円	8,000円	26,000円
	(追加)	20,000円	9,000円	29,000円
	計	38,000円	17,000円	55,000円
控除対象配偶者	(当初)	9,000円	4,000円	13,000円
	(追加)	10,000円	4,500円	14,500円
	計	19,000円	8,500円	27,500円
扶養親族 (一人につき)	(当初)	9,000円	4,000円	13,000円
	(追加)	10,000円	4,500円	14,500円
	計	19,000円	8,500円	27,500円

例えば、夫婦と子ども2人家族の場合は追加特別減税の結果、所得税95,000円、個人住民税42,500円の合計137,500円が減税となります。

問合先 税務課 市民税担当

大月税務署 ☎ (22)3151